

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会
○福島県知事選挙における選挙運動
に関する支出金額の制限額を告示

○選挙権を有する者の総数の五十分
の一及び三分の一の数並びに福島
県議会議員選挙区別の選挙権を有
する者の総数の三分の一の数を告
示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十二年十月三十一日執行の福島県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第四号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

制限額 三五、八三〇、五〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数(並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十二年十月

十三日現在において、次のとおりである。
平成二十二年十月十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三、二三〇
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三四三、五八二

三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	得票数	選挙区	得票数
伊達郡	二九、五六八	福島市	七九、〇八二
安達郡	一八、二三九	会津若松市	三一、五七一
岩瀬郡	八、五〇六	郡山市	八九、三三四
南会津郡	八、六五一	いわき市	九四、三九二
耶麻郡	一三、九三〇	白河市	一一、六五四
河沼郡	九、二七九	原町市	一一、七六四
大沼郡	八、四四〇	須賀川市	一八、一二四
西白河郡	一八、〇四六	喜多方市	九、一五一
東白川郡	九、七五八	相馬市	一〇、三一七
石川郡	一一、二六四	二本松市	九、〇九九
田村郡	一九、八六九		
双葉郡	一九、九六七		
相馬郡	一〇、八三二		